

# I 法規制と環境基準

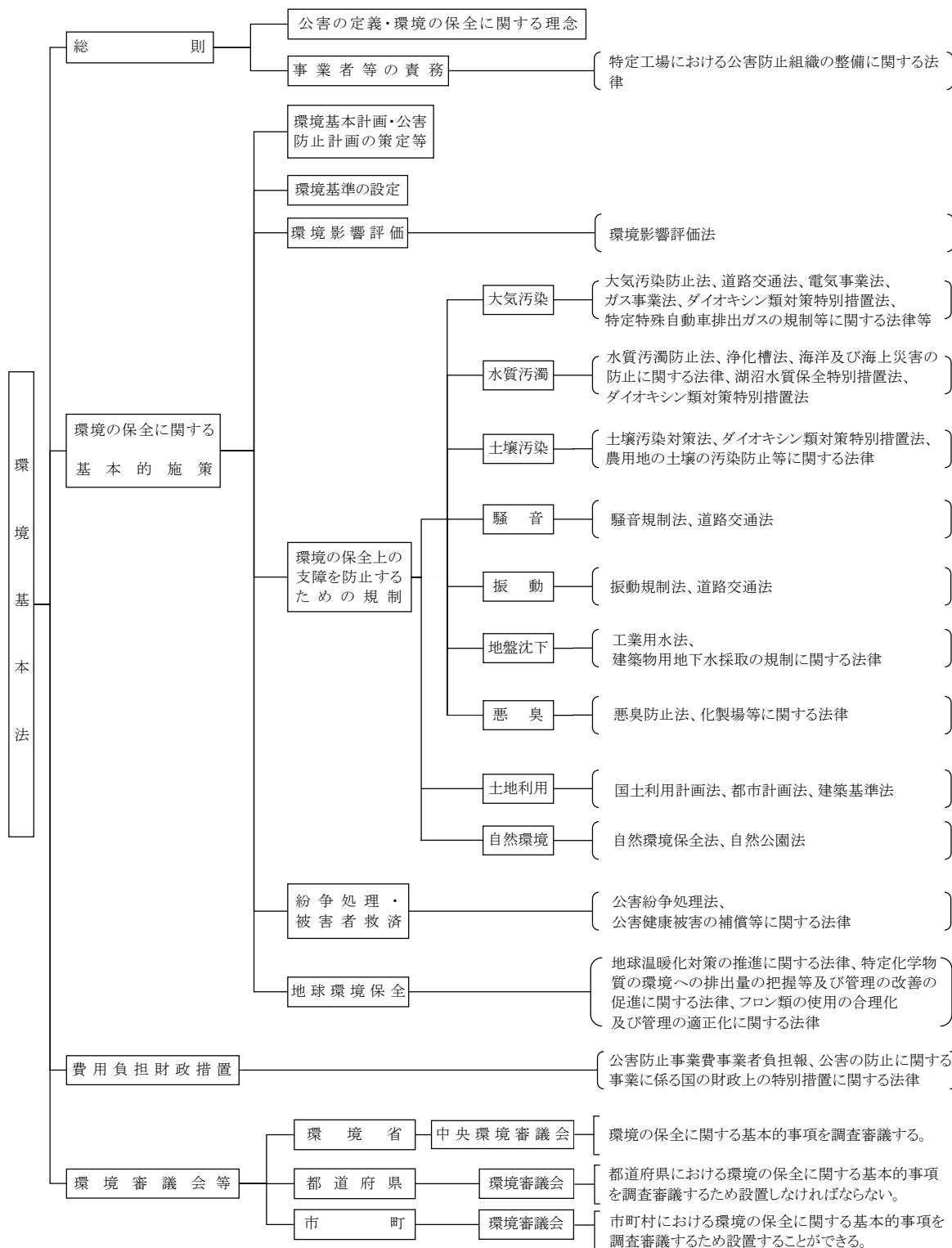
## 目 次

第 1	環境関係法令の体系	.....	I - 1
第 2	環境基本法の概要	.....	I - 2
第 3	環境基準	.....	I - 5
第 4	市町における事務	.....	I - 8



# 第1 環境関係法令の体系

環境関係法令は、環境基本法を根幹法令に次のように体系づけられています。



## 第2 環境基本法の概要

### 1 制定の経緯

公害対策基本法や自然環境保全法の制定により、かつての激甚な公害の克服や優れた自然環境の保全については、相当な成果を得たところですが、今日の環境問題に適切に対処し、環境の恵沢を現在及び将来の国民が享受していくためには、これらの問題対処型の法的枠組みでは十分ではありません。そこで、環境保全に関する各般の施策を総合的・計画的に進めていくため、環境基本法が制定され、平成5（1993）年11月19日から施行されました。

### 2 総則

#### (1) 目的（法第1条）

環境保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境保全に関する施策の基本となることを定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

#### (2) 定義（法第2条）

##### ① 環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因になるおそれのあるものをいう。

##### ② 地球環境保全

人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

##### ③ 公害

環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境

（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

#### (3) 基本理念

##### ① 環境の恵沢の享受と継承等（第3条）

環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

##### ② 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等（第4条）

環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低

減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない。

③ 国際的協調による地球環境保全の積極的推進（第5条）

地球環境保全が人類共通の課題であるとともに国民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であること及び我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみ、地球環境保全は、我が国の能力を生かして、及び国際社会において我が国の占める地位に応じて、国際的協調の下に積極的に推進されなければならない。

(4) 各主体の責務

① 国（第6条）

基本理念にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

② 地方公共団体（第7条）

基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

③ 事業者（第8条）

・基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全のために必要な措置を講ずる責務を有する。

・基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正処理が測られるような必要な措置を講ずる責務を有する。

・前二項に定めるもののほか、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

・前三項に定めるもののほか、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

④ 国民（第9条）

・基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

・前項に定めるもののほか、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

### 3 環境の保全に関する基本的な施策

#### (1) 環境基本計画（第15条）

政府は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画を定めなければならない。（同条第1項）

#### (2) 環境基準（第16条）

政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。（同条第1項）

### 4 国が講ずる環境の保全のための施策等

#### (1) 環境影響評価の推進（法第20条）

国は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

#### (2) 環境の保全上の支障を防止するための規制（法第21条）

国は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講じなければならない。（同条第1項）

- ① 大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地盤の沈下の原因となる地下水の採取その他の行為に関し、事業者等の遵守すべき基準を定めること等により行う公害を防止するために必要な規制の措置
- ② 土地利用に関し公害を防止するために必要な規制の措置及び公害が著しく、又は著しくなるおそれがある地域における公害の原因となる施設の設置に関し公害を防止するために必要な規制の措置
- ③ 自然環境を保全することが特に必要な区域における土地の形状の変更、工作物の新設、木竹の伐採その他の自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置
- ④ 採捕、損傷その他の行為であって、保護することが必要な野生生物、地形若しくは地質又は温泉源その他の自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれがあるものに関し、その支障を防止するために必要な規制の措置
- ⑤ 公害及び自然環境の保全上の支障が共に生ずるか又は生ずるおそれがある場合にこれらを共に防止するために必要な規制の措置

#### (3) 公害に係る紛争の処理及び被害の救済（法第31条）

- ・国は、公害に係る紛争に関するあっせん、調停その他の措置を効果的に実施し、その他公害に係る紛争の円滑な処理を図るため、必要な措置を講じなければならない。
- ・国は、公害に係る被害の救済のための措置の円滑な実施を図るため、必要な措置を講じなければならない。

### 第3 環境基準

環境基準は、個別の工場・事業場に対する規制のための基準ではなく、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準として定められています。

騒音に関するものとしては、「騒音に係る環境基準」、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」及び「航空機騒音に係る環境基準」が定められています。

振動及び悪臭に関する環境基準は、定められていません。

#### 1 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、昭和46（1971）年に決定された後、改正を経て、平成11（1999）年4月1日から現在の環境基準が適用されています。

「騒音に係る環境基準」の地域の類型あてはめについては、平成24（2012）年4月1日から知事及び市長の事務となっています。

本県での類型あてはめは、平成19年栃木県告示第263号により、「都市計画法」に基づく用途地域の区分にしたがって、工業専用地域を除く県下全域について行っています。

「騒音に係る環境基準」の地域の類型のあてはめ状況及び時間の区分は、次表のとおりであり、地域の類型ごとに、道路に面しない地域及び道路に面する地域（特例として幹線交通を担う道路に近接する空間）のそれぞれについて、等価騒音レベル（ $L_{Aeq}$ ）により定められています。

なお、本環境基準は、鉄道騒音、航空機騒音及び建設作業騒音には適用されません。

表-1 騒音に係る環境基準【平成19年栃木県告示第263号】

地域の類型	昼間 6:00~22:00	夜間 22:00~6:00	〔 都市計画法第8条に定める用途地域 〕				
A	55デシベル以下	45デシベル以下		第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 田園住居地域			
「2車線以上の道路に面する地域」 <table border="1"> <tr> <td>60デシベル以下</td> <td>55デシベル以下</td> </tr> </table> 「幹線交通を担う道路に近接する空間」 <table border="1"> <tr> <td>70デシベル以下</td> <td>65デシベル以下</td> </tr> </table>				60デシベル以下	55デシベル以下	70デシベル以下	65デシベル以下
60デシベル以下	55デシベル以下						
70デシベル以下	65デシベル以下						
B	55デシベル以下	45デシベル以下	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域				
「2車線以上の道路に面する地域」 <table border="1"> <tr> <td>65デシベル以下</td> <td>60デシベル以下</td> </tr> </table> 「幹線交通を担う道路に近接する空間」 <table border="1"> <tr> <td>70デシベル以下</td> <td>65デシベル以下</td> </tr> </table>				65デシベル以下	60デシベル以下	70デシベル以下	65デシベル以下
65デシベル以下	60デシベル以下						
70デシベル以下	65デシベル以下						
C	60デシベル以下	50デシベル以下	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 用途地域の定めのない地域				
「道路に面する地域」 <table border="1"> <tr> <td>65デシベル以下</td> <td>60デシベル以下</td> </tr> </table> 「幹線交通を担う道路に近接する空間」 <table border="1"> <tr> <td>70デシベル以下</td> <td>65デシベル以下</td> </tr> </table>				65デシベル以下	60デシベル以下	70デシベル以下	65デシベル以下
65デシベル以下	60デシベル以下						
70デシベル以下	65デシベル以下						

注1) 車線は往路と復路の本数を合計したものとする(片側1車線ずつの道路は2車線)。  
 注2) 工業専用地域には、環境基準の類型をあてはめていない。  
 注3) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)の車線数に応じて道路端からの距離により次のとおりである。  
 ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路・・・15メートル  
 ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路・・・20メートル  
 注4) 幹線交通を担う道路に近接する空間については、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれているときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間45デシベル以下、夜間40デシベル以下)によることができる。  
 注5) 「道路に面する地域」とは、道路交通騒音が支配的な音源である地域をいう。  
 なお、「道路交通騒音の影響の及ぶ範囲は、道路構造、沿道の立地状況等によって大きく異なるため、道路端からの距離によって一律に道路に面する地域の範囲を確定することは適当ではない」とされている。

## 2 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

新幹線鉄道騒音に係る環境基準は、「公害対策基本法」第9条（「環境基本法」第16条）の規定に基づき、昭和50（1975）年7月29日に表－2のとおり告示されています。

本県での類型あてはめは、「都市計画法」に基づく用途地域の区分に準拠して、昭和52（1977）年から表－3のとおり行っています。

表－2 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	70デシベル以下
II	75デシベル以下

表－3 新幹線鉄道騒音に係る地域の類型指定状況【平成19年栃木県告示第264号】

地域の類型	指定地域		指定から除外する地域
	区域の範囲	都市計画地域	
I	軌道中心線から300m以内の区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 田園住居地域 用途地域の定めのない地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>線路が堀割で、沿線の住居に及ぼす騒音レベルが環境基準以下になる区域</li> <li>工業専用地域</li> <li>河川の地域</li> <li>用途地域の定めのない地域で、かつ住居が存在しない区間が1,000mに及ぶ山林、原野、農業用地等</li> <li>トンネルの出入口から中央部方向へ150m以上の区域</li> </ul>
II	同上	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	

## 3 航空機騒音に係る環境基準

航空機騒音に係る環境基準は、「公害対策基本法」第9条（「環境基本法」第16条）の規定に基づき、昭和48（1973）年12月27日に告示されていましたが、平成19（2007）年12月17日に環境基準の一部（評価指標及び基準値等）を改正する告示がされ、平成25（2013）年4月1日から施行されています。

環境基準は表－4に掲げるとおりであり、各類型をあてはめる地域は知事が指定することになっていますが、現在のところ、県内に指定した地域はありません。

表－4 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値 (Lden)
I	57デシベル以下
II	62デシベル以下

注) I：専ら住居の用に供される地域。

II：I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域。

時間帯補正等価騒音レベル (Lden) に基づく基準値は、平成25（2013）年4月1日から適用。

## 第4 市町における事務

### 1 全市町の事務

騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく次の事務は、平成12（2000）年4月1日から「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」により市町村長の自治事務になっています。

また、栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく次の事務は、「栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」により、市町長の委譲事務となっています。

#### ○騒音規制法（昭和43（1968）年12月1日施行）

- 1) 法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第10条、第11条第3項並びに第14条第1項及び第2項の規定による届出の受理
- 2) 法第9条、第12条第1項及び第15条第1項の規定による勧告
- 3) 法第12条第2項及び第15条第2項の規定による命令
- 4) 法第17条第1項及び第21条第3項の規定による要請
- 5) 法第17条第3項の規定による意見
- 6) 法第20条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査
- 7) 法第21条第2項及び第4項の規定による通知の受理
- 8) 法第21条の2の規定による測定

#### ○振動規制法（昭和51（1976）年12月1日施行）

- 1) 法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項及び第2項、第10条、第11条第3項並びに第14条第1項及び第2項の規定による届出の受理
- 2) 法第9条、第12条第1項及び第15条第1項の規定による勧告
- 3) 法第12条第2項及び第15条第2項の規定による命令
- 4) 法第16条第1項及び第18条第3項の規定による要請
- 5) 法第17条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査
- 6) 法第18条第2項及び第4項の規定による通知の受理
- 7) 法第19条の規定による測定

#### ○悪臭防止法（昭和47（1972）年5月31日施行）

- 1) 法第8条第1項の規定による改善勧告
- 2) 法第8条第2項の規定による改善命令
- 3) 法第10条第2項の規定による事故時の通報
- 4) 法第10条第3項の規定による事故時の応急措置の命令
- 5) 法第11条の規定による悪臭の測定
- 6) 法第20条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査

#### ○栃木県生活環境の保全等に関する条例（平成17（2005）年4月1日施行）

- 1) 条例第10条（第28条において準用する場合に限る。）、第11条第3項（第28条において準用する場合に限る。）、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第18条（第36条及び第39条において準用する場合に限る。）、第37条第1項又は同条第2項の規定による届出の受理

- 2) 条例第29条、第34条第1項、第35条第1項（第30条第2項に係る規定を除く。）又は第38条第1項の規定による勧告
- 3) 条例第34条第2項、第35条第2項又は第38条第2項の規定による命令
- 4) 条例第43条第1項の規定による協力要請
- 5) 条例第65条の規定による報告の徴収
- 6) 条例第66条第1項の規定による立入検査

## 2 全市の事務

平成24（2012）年4月1日から、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（地方分権一括法）により、次の事務における知事の権限を全市へ移譲しました。

また、中核市である宇都宮市は、法令の規定により各事務の権限を有しています。

### ○環境基本法

- 1) 法第16条第2項による騒音に係る環境基準の類型指定

### ○騒音規制法

- 1) 法第3条第1項の規定による地域の指定
- 2) 法第4条第1項の規定による規制基準の設定
- 3) 法第18条第1項の規定による自動車騒音の状況の常時監視
- 4) 法第19条第1項の規定による自動車騒音の状況の常時監視結果の公表
- 5) 法第22条の規定による関係行政機関への協力要請

### ○振動規制法

- 1) 法第3条第1項の規定による地域の指定
- 2) 法第4条第1項の規定による規制基準の設定
- 3) 法第20条の規定による関係行政機関への協力要請

### ○悪臭防止法

- 1) 法第3条の規定による規制地域の指定
- 2) 法第4条の規定による規制基準の設定
- 3) 法第5条第1項及び第2項の規定による関係市町村長の意見の聴取
- 4) 法第6条の規定による規制地域の指定等の公示
- 5) 法第9条の規定による周辺市町村長からの要請の受理
- 6) 法第21条第1項の規定による関係行政機関等の協力

「栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」により、次の事務における知事の権限を全市へ移譲しました。

### ○栃木県生活環境の保全等に関する条例

- 1) 条例第32条の規定による深夜における音響機器の使用の禁止地域の指定

